

耐震診断から改修工事までの流れ

〔簡易耐震診断と現地耐震診断〕

(1) 窓口簡易耐震診断

市職員による市役所窓口で行う耐震診断
(専門家による診断を行う前の簡易耐震診断)
※助成制度をご利用されない方でも受けられます

対象建築物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を取得し、建築された在来工法の木造住宅（昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築をした場合は、増築部分の延べ床面積が既存部分の 1 / 2 以内のものが対象となります。）

対象者：建物所有者

診断費用：無料

申し込み：建築指導課に事前に電話等で予約してください。

(診断は、市役所建築指導課窓口で行います)

必要書類：建築時の建築確認を受けた書類・図面
(※図面による診断なので、建物の老朽度や基礎の状況は事前に調べてきて下さい。図面がない場合もご相談ください。)

簡易耐震診断の結果が 1.0 未満で、現地耐震診断を希望される場合

(2) 専門家による現地耐震診断

専門家が現地で直接調査を行う耐震診断の費用について助成します

対象建築物：窓口簡易耐震診断で現地耐震診断が必要と判断されたもの

対象者：建物を所有し現に居住する人

助成額等：診断費用の 4 / 5 以内で上限 8 万円

申し込み：市役所建築指導課窓口

必要書類：

ア. 建築確認通知書

イ. 住民票

ウ. 登記事項証明書または家屋課税台帳記載事項証明書

エ. 印鑑（認印可・浸透印不可）

オ. 助成金の振込みのための銀行口座番号

現地耐震診断の結果が 1.0 未満で、改修計画書の作成を希望される場合

〔耐震・防火構造改修計画と耐震・防火構造改修工事〕

(3) 耐震改修計画書・防火構造改修計画書作成

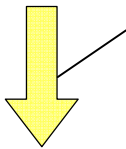
耐震診断の結果から、建物の弱い部分を改修するための計画書及び改修工事の概算見積書の作成費用について助成します。また、耐震改修工事と同時に行う防火改修計画書作成費用についても助成します。

助成額等：作成費用の 1/2 以内で、上限 3 万円
（あわせて防火改修計画も作成する場合、費用の 1/2 以内で、上限 5 万円）

必要書類：

- ア. 建築確認通知書
- イ. 住民票
- ウ. 登記事項証明書または家屋課税台帳記載事項証明書
- エ. 印鑑（認印可・浸透印不可）
- オ. 助成金の振込みのための銀行口座番号

（防火改修計画の補助には条件があります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。）



耐震改修工事を希望される場合

(4) 耐震改修工事・防火構造改修工事

耐震改修計画等に基づいて実施された耐震・防火構造改修工事費用等について助成します

対象建築物：市の助成を受け上記(3)の改修計画書等を作成したもの

対象者：建物を所有し現に居住する人で、市税等の滞納がないこと。

助成額等：

【耐震改修工事】工事費の 1/2 以内、80 万円上限
【防火構造改修工事】工事費の 1/2 以内、50 万円上限

【現場立会費用】費用の 1/2 以内で、上限 2 万円
【高齢者世帯等^{*}】耐震改修工事について上限 20 万円の助成を上乗せします。

必要書類：

- ア. 建築確認通知書
- イ. 住民票
- ウ. 登記事項証明書または家屋課税台帳記載事項証明書
- エ. 耐震・防火構造改修計画書、改修図面、工事の見積書
- オ. 印鑑（認印可・浸透印不可）
- カ. 助成金の振込みのための銀行口座番号

（高齢者世帯等の助成の上乗せを受ける場合は、別途関係書類が必要となります。詳しくは建築指導課までお問い合わせください。）

※ 高齢者世帯等

次のいずれかの世帯が対象

- ① 世帯構成員の全てが 65 歳以上の世帯
- ② 65 歳以上及び 15 歳未満又は 18 歳未満の就学している者により構成される世帯
- ③ 世帯構成員に介護保険法による要介護者又は要支援者のいる世帯
- ④ 世帯構成員に重い障害のある者のいる世帯
- ⑤ 月の収入が 214,000 円以下の世帯

- (2) の現地耐震診断の申込みから 6 ヶ月以内に (3) 耐震・防火構造改修計画書作成又は (4) 耐震・防火構造改修工事の申込みをされる場合は、必要書類のうち、イ・ウを省略できます。

〔融資制度と利子補給制度〕

※ここからは改修工事費用の融資希望者のみが対象となります

(5) 耐震・防火構造改修工事費用 融資制度

耐震・防火構造改修工事を行う場合、市が指定した取扱金融機関より資金を借り受けられます（条件あり）

対象者：市の助成を受け、上記(4)の耐震改修工事等を実施する人

融資内容等：耐震・防火構造改修工事費用（リフォーム工事は対象外になります。）の合計額から市が補助金額を差し引いた額で、最大400万円まで融資が受けられます。

返済期間は3年から7年です。

（融資については、あらかじめ市が指定した取扱金融機関にご相談下さい。なお、取扱金融機関の基準により融資が受けられない場合がありますので注意してください。）

(6) 耐震・防火構造改修工事費用 融資制度利子補給

耐震・防火構造改修工事費用融資を受けた人に対し、利子分の助成をします（限度あり）

対象者：上記融資制度により融資を受けた人

内容など：利子補給は、前年中に支払った利子を助成します（2.2%上限）耐震・防火構造改修工事資金について、市が指定した取扱金融機関から融資を受けた場合の利子を助成します。

必要書類：

- ア．取扱金融機関から出された前年の利子支払明細書
- イ．印鑑（認印可・浸透印不可）
- ウ．助成金の振込みのための銀行口座番号

問い合わせ先

相模原市役所
まちづくり計画部 建築指導課
電話 042-769-8252（直通）

〔耐震改修税制〕

※耐震改修工事を行った方のみが対象となります

所得税の控除

【住宅改修特別控除】

耐震改修工事を行った場合、当該工事に要した費用から補助を受けた額を差し引いた額の10%相当額（20万円を上限）が所得税額から控除されます

平成25年12月31日までに工事を完了した住宅が対象

対象者：市の助成を受け、上記(4)の耐震改修工事等を実施した人

控除額：耐震改修工事に要した費用から補助を受けた額を差し引いた額の10%（20万円上限）

耐震工事完了後、住宅耐震改修証明書を市より発行いたします。確定申告の際に所定の様式に証明書等を添付し、税務署に提出する必要があります。

（市の補助制度を利用しない改修工事を行った場合でも控除は受けられますが、住宅耐震改修証明書は建築士等に発行してもらう必要があります。）

固定資産税の減額

30万円以上の耐震改修工事を行った場合、固定資産税について当該家屋の住宅部分120㎡まで2年間1/2に減額されます

平成24年12月31日までに工事を完了した住宅が対象

対象者：市の助成を受け、上記(4)の耐震改修工事等を実施した人

減免額：固定資産税について、当該家屋の住宅部分120㎡まで2年間1/2に減額

耐震工事完了後、証明書を市より発行いたします。工事完了の3ヶ月以内に所定の書類に証明書を添付し、資産税課（電話042-769-8224）に提出する必要があります。

（市の補助制度を利用しない改修工事を行った場合でも控除は受けられますが、証明書は建築士等に発行してもらう必要があります。）

問い合わせ先

相模原市役所
まちづくり計画部 建築指導課
電話 042-769-8252（直通）

（固定資産税に関する問い合わせ先）
税務部 資産税課
電話 042-769-8224（直通）